

第1回 平塚市景観検討会議 議事録

日時：平成17年10月24日（月）

10：15～12：25

場所：市役所南付属庁舎2階 E会議室

（1）開会

事務局： 第1回平塚市景観検討会議を開会します。

平塚市情報公開条例31条の規定に基づき、本会議を公開とします。
尚、本日の傍聴者はいません。また、会議録はHP等で公表します。

（2）市長あいさつ

市長： 平塚市は非常に温暖な気候を有し、里山があり、海と山に囲まれ、自然の3大要素に恵まれたまちです。そのような中で、農業、工業、商業、漁業という多彩な産業活動が営まれており、市内随所に歴史の名残が点在しています。これらが調和して平塚市らしさを形成していると自負しています。

本市では、平成3年度に策定した『平塚市都市景観基本計画』と、これに基づく『湘南ひらつか都市景観づくり要綱』により、湘南平塚の海と緑と歴史を活かした美しい街並づくりに取り組んできたところです。良好な景観づくりは簡単には実現せず、非常に長い期間を要するものです。市民をはじめ、事業者の協力を得て、周囲の環境に配慮した建物や沿道の緑化など、徐々にですが確実に良好な街並づくりが進んでいると考えています。

また、市民の中でも、地域の自然や歴史に根ざした美しいまちづくりへの関心が高まりつつあります。魅力ある景観を活かした、まちづくりへの取り組みも広がりつつあると認識しています。

昨年12月の景観法施行と同時に、平塚市は景観行政団体として名乗りを上げました。まず、景観計画と景観条例を策定することにより、より一層多様な地域の魅力を取り込んだ、景観行政を推進していきたい。そして、平塚市らしい景観を形成することで、市民一人ひとりが豊かさを実感し、憩えるまち、生涯住み続けられるまちを

めざしていくとともに、そのことを次世代に伝えていきたいと考えています。それらを併せて、訪れる人にとっても魅力あるまちづくりを心がけていきたい。それと同時に、交流人口を増やすことで、さらにまちを活気づけていきたいと考えています。

今回、平塚市にとって非常に重要な、景観計画と景観条例策定にあたり、討議を深めながらみなさんの知恵と力を結集し、平塚市のまちづくりにご協力願います。

(3) 委員紹介、委員長・副委員長の選出

《司会進行より委員紹介》

《市長退席》

事務局： 委員長、副委員長の選出を行いたい。平塚市景観検討会議設置要綱第5条第2項に「委員長及び副委員長は、委員の互選とする。」とあるので、みなさんからご提案願います。

委員： 専門的な部分が非常に大きいので、委員長には西村先生、副委員長は学識委員の中から西村先生にご推薦いただければと思う。

事務局： 今のご意見を受けて、西村先生いかがでしょうか。

委員： お受けします。

事務局： 副委員長は学識委員の中からという案が出たので、西村先生から推薦をお願いしたい。

委員： 建築を専門としている杉本先生をお願いしたい。

事務局： 委員長西村先生、副委員長杉本先生ということでよろしいでしょうか。それでは、委員長席、副委員長席に移動していただきます。

《委員長・副委員長 移動》

事務局： 委員長、副委員長が決まったので、あいさつをお願いします。

委員長： 平塚市の景観アドバイザーを7～8年務めている。東京大学都市工学科では、10年以上に渡り平塚市を演習で取り上げており、半年間、週3日間午後を全て使う演習授業を行っている。なぜ、平塚市を選んだかという、計画を立てるのに程よい規模であることがあげられる。さらに、中心地があり大都市に依存しすぎていること、歴史があり、様々な角度から計画することができるまちでもある。

演習授業の縁もあり、景観アドバイザーを務めるようになった。

景観アドバイザーの仕事では、マンションの計画、デザインなどの具体的な議論をいくつか進めてきた。平塚市には要綱があり、要綱に従い景観への配慮をお願いしている。特に、工場の壁面緑化では効果をあげている。しかし、本来はルールを定めてきちんと景観対策に取り組むべきだと以前から申し上げていたが、なかなか機が熟さなかった。大蔵市長就任以降、景観計画のルールを定める流れとなった。ひとつひとつ議論を積み重ね、納得できる計画案をつくりあげたいと思っている。

副委員長： 平塚市内の大学に勤めており、自分自身平塚市のことをよく知っている。平塚市は様々な表情を持つまちである。大学は山の手にあるが、キャンパスから市内を望むと海側が活性化しているように感じる。

大学周辺の自然は是非残していきたいと以前から考えていた。景観検討会議に出席させていただき、平塚市の多様な魅力を引き出していきたいと思う。

自分自身は建築デザインを専門としているが、建築設計は個々が独立しており、なかなか横の連携を取ることが困難である。このことがまちづくりにおいて問題になっているのではないか。建築の視点からどのように取り組んでいけばよいか、協力できればと考えている。

事務局： 今後の議事進行は、第5条第3項に基づき、委員長に交代させていただきます。

(4) 資料説明

- 1) 平塚市景観計画・景観条例策定に向けた基本の方針（資料1）
- 2) 策定体制と策定スケジュール（資料2）

《事務局より資料説明》

委員長： 景観法が制定され、法律や条令の枠組みの中で計画を立てることができるようになった。これまでは、法律もなく、平塚市では条例もなかったので、景観については配慮をお願いするだけだった。今後は以前より強く「ここはこうすべきだ」ということが言えるようになった。そのためには、みなさんの「ここはこうあってほしい」

という思いをベースに景観づくりをしなければ協力を得ることはできない。いかに協力が得られる体制づくりをするかという面と、計画の方向性を詰めていくという面がある。法律ができたということは、前へ進めるための手続きをしなければならないということである。中身については後ほど説明するが、全体としては説明にあったような方針で進めていきたい。

3) これまでの景観行政の取組みの検証（資料3）

4) 市民アンケート調査結果の概要（資料4）

《事務局より資料説明》

（5）意見交換

事務局： 自由にご意見を伺う中で、質問等があればお受けします。

委員長： まずは、順に意見を述べてはどうか。

副委員長： よくまとめられた説明であり、問題点がよく分かった。

景観法が制定され、景観に配慮したまちづくりがなされる動き自体はよいと思う。アンケート結果が説明されたが、どのようにして景観全体を盛り上げていく活動を行うかが問題ではないか。様々な自治体で景観条例づくりが行われているが、運動論としてどのように盛り上げるかが最も重要な問題だと感じている。規制やチェックはある程度体系づけられるのだろうが、最終的には一軒一軒の家屋が改修される際に、自分の家が景観にどう関わってくるかという視点が根付かなければ、なかなか広まっていけないのではないかと。平塚市の場合は、まちづくりがまだ行政が誘導している段階ではないか。全域にわたって、市民が盛り上がっていける仕組みづくりが必要だと思う。

今後、景観法が全国で取り込まれるだろうが、平塚市らしい景観をつくるには何か特徴があるのではないかと。市民参加の方法などに、平塚市らしさを取り込めるとよいと思う。我々専門家も様々な視点で取り組むと思うが、やはり住民の視点を取り入れていかなければならないだろう。

委員： 西村先生が平塚市で演習授業を行っていると話されたが、自分も学生時代に履修し、平塚市の方とあちこちを見て回った。学生時代、最も印象に残っているのは、海がもったいないということ。海とい

う広大な資源があるにも関わらず、あまり活用されていないと感じた。最近では、ビーチバレーなどに活用されるようになってきたようだ。

事前にこれまでの計画に目を通したが、今後市民がどのように景観政策に取り組むのかという方向性が見えないと感じた。

事務局のまとめたアンケート結果を見ると「日常生活での景観への取り組みで何か工夫されていますか」という問いに対して、「特に何もしていない」という選択肢への回答が20%しかないことに驚いた。

現在のひとつの大きな課題は、市が、市民と一緒にやりたいと思えるようなプロジェクトを打ち出すことではないか。そうしたときに重要なのが、資料2にあった都市景観プロジェクトチームの存在ではないか。様々な部署から集まった公募職員からチームが構成されているということであり、景観計画で総合的な取り組みを行う場合に推進的な役割を担うのではないかと期待している。

委員：景観法に関する視点とそれ以外の視点から2つの意見を述べたい。

実行性の問題についてだが、道路の視点から提案をしたい。例えば道路交通法により市街地の主な道路が駐車禁止になっているが、これは景観規制と同じ規制で駐車規制を行っているということである。駐車違反を取り締まるために警察官がいるが、来年度からは警察官以外の民間企業が駐車違反を取り締まる。取り締まる存在があることにより、駐車違反は少なくなるだろうし、撲滅されるであろう。規制をかけただけで違反を取り締まる人間がいなければ、順法意識はなかなか根付かない。平塚市のあるべき景観を議論し、立派な景観計画を立てたとしても、実行性の確保に向けた手段がきちんと確保されなければ、絵に描いた餅になってしまうのではないか。日本の場合、法の遵守に掛ける予算が諸外国と比較して一桁少ないといわれているが、マンパワーが確保できるか、財源が確保できるかということも重要な課題のひとつである。

委員の中にも都市デザインや建築の専門家がいらっしゃるが、一市民としてそういった分野の専門家への苦言を申し上げたい。日本の建築デザインを見たとき、単体として高い能力を持つデザイナーや、美しいデザインの建築物はたくさんある。しかし、トータルなアーバンデザインとして見たときに、景観に馴染まない建物が数多くある。クライアントからの依頼なので仕方ないという部分もあるが、日本の建築デザイナーはトータルなアーバンデザインとして考

えているのか、非常に疑問に感じる。欧米の街並みは個々の建築物のデザインが優れていると同時に、周辺と調和の取れたデザインが優先する姿勢がある。日本では、周辺との調和は二次的要素であり、個々のデザインを優先する傾向が顕著である。平塚市のまちを考える場合にも、単体規制ではなく集合体としての規制を考えなければ、本当の意味でのよい街並みは実現し得ないのではないか。

委員長： 建築は、デザイナー中心の傾向にあり、独創性を発揮するのがよいデザイナーだと長い間言われてきた。そのような意味では、景観計画が打ち出されることにより、建築家もクライアントに周辺との調和を重視した建築を提案しやすくなるのではないか。

委員： 自宅は鎌倉だが、20年間平塚市に勤務している。入社当時の平塚駅前前の景観は、どこにでもある地方都市の駅前空間であった。それがここ数年で変わってきている印象がある。例えば、大きな通りに名前を付けたり、四つ角にポケットパークを設けるなど、きれいな街にしようという取り組みが少しずつ目に見えてきた。

ここ数年、色彩についての景観アドバイザーとして平塚市のまちづくりに関わっている。平塚市では、色彩に関してはまだ重大な問題は発生していないが、最近、小田原市にマスコミを騒がせている派手なマンションができた。小田原市では、電話ボックスやバス停を瓦屋根に白壁のデザインで統一したまちづくりを進めているが、そこにヨーロッパ調の派手で違和感のあるマンションが、市の勧告を聞き入れず建設された。これに対して市だけでなく、住民も怒っている。写真を撮影しに行った際に、住民から「小田原の恥を撮りにきたのか」と言われるほどだ。これにより、小田原市では市民も高い意識を持ってまちづくりをすすめていることが分かった。平塚市でも市民の意識を高め、市民と一緒にまちづくりを進めていくことになると思う。そうしたなかで、小田原市のように色彩が街並みを壊すことがないように手助けをしていきたいと思う。

委員長： 景観計画のなかで色彩を規制することも可能である。色彩を規制することは難しいと思われがちだが、これまでの経験から言うと、色は予算と関係がなく、きちんとした理由があれば色を変更してもらえる可能性が高い。

委員： モデル地区である歴史軸の含まれる富士見地区の連合会長を10年近く務めている。そのため、(平塚宿) まちなみ景観協議会副会長も兼任している。

先程の事業の取り組み説明にもあったが、江戸見附の石垣復元や

平塚の塚緑地公園の整備などにまちなみ景観協議会で取り組んできた。行政が予算を使って整備してくれた実績があるが、本来の目的は地域住民の意識を高め、地域住民に景観に取り組んでいただきたいという方向性であった。商店街を含む旧東海道筋は戦災で全て焼失している。旧来の住民も少なくなっており、住民の意識があまり盛り上がっていないというのが現状だと認識している。

歴史軸そのものは旧東海道筋ということで取り組んでいるが、宿場の面影は全くない。本来的には平塚市の地名の由来となった、平塚の塚緑地、8世紀の平真砂子（政子）の墓ということになっているが、13世紀に日蓮が亡くなる前に泊まった寺が平塚の塚緑地の近くにあるという歴史があるなかで、東海道だけで歴史を抑えるのはどうかと感じている。江戸時代には中原御殿の方が、実際には栄えていたのではないか。

また、歴史的建造物ということで横浜ゴム記念館の話が出たが、東海道筋でいくと本陣の門を伊勢原市の民間人が所有しており、実物が残っている。これも素晴らしい歴史的建造物ではないか。移築する案もあったが、予算の都合で実現していない。

地域住民の意識の向上というのは、非常に難しいと感じている。

委員： 商工会議所で観光資源開発に携わっている。平塚市には様々な資源があるが、それらは市内に散らばっており1ヵ所にまとまらない。そうしたなかで何が観光資源になり得るかと言えば、商工会議所では花しかないのではという話になった。

これまでの景観に関する取り組みを見てみると、東海道パールロードが商業的に空白地帯になっている。七夕にも関係し、市民にとっては最も関心の高い問題ではないか。ところが、この辺りにはマンションが建ち、商業都市ではなくマンションになっており、これが景観にも影響を及ぼしている。高さ制限などを規定していかなければ、統一性のないまちになってしまうのではないか。

委員： 湘南農協から参加している。湘南平から旭地区にかけては、まだ田園地帯が残っており、週末には中心部から親子連れが遊びに来ている。春から秋にかけては田んぼで稲が育てられている様子を見ることができる。農地は建物と直接関係しないかもしれないが、自然と人の目を和ませるような風景が残されている。しかし、一部では、不法投棄などにより、良好な景観が損なわれているような場所もあり、そうした点にも注意していかなくてはいけない。

駅周辺市街地と郊外の田園地帯が釣り合いを保ち、大都市近郊農

業の保全に貢献できるような条例をつくっていただきたい。大都市周辺であっても、農業を存続できる環境であれば、農地は保全されていくのではないか。

委員長： 景観法は、農地や里山を対象にすることもできる。これまでの都市景観条例はまちの中を対象としていたが、景観法は農水省と環境省が共に関連しているので、農地がいかに景観上大切なものか位置付けることができる。平塚市においても、その点を有効活用していきたい。

委員： 平塚市は戦後、商業都市として出発したが、相模川を境に東西に分けると、東に比べて西の平塚市は、活性化やまちのつくりが遅れが感じられる。周囲を囲む丹沢山系や大山、市内の湘南平、湘南の海岸線、相模川や金目川といった河川といった自然に恵まれており、それを景観として上手に取り入れてほしい。

これまではあくまで要綱であり、屋上の室外機や変電機を小さくするようにお願いする程度のことしかできなかった。そのような中で、パイロットや三共、横浜ゴムなどの工場の万年塀が生垣に変わったのは大きな成果だと思っている。中心地の景観は、マンションや銀行の建物によりアンバランスになってきている。また、商業が衰退傾向にあるのも問題ではないか。中心地の建て直しをもう少し考えてほしい。高さ制限だけでなく、東京都のように緑を併せて整備することを考えてはどうか。

また、先程の説明にあったように、市内には様々な用途の土地がある。それぞれの用途の中で景観を考えながら条例をつくっていただきたいし、そのように提案できればと考えている。

委員： 造園協会の代表として出席している。景観検討会議では、景観と緑の関連性を考えていただきたい。景観法ができた当初、景観緑三法と呼ばれており、緑と景観は切っても切れない縁がある。市内を見ても好きな場所は、緑の多い公園や街並みであり、緑は景観に大きな役割を果たしているのではないか。平塚市を緑の多いまちにしていきたい。

また、神奈川県には「緑の回廊計画」があるが、この計画と整合性のとれた街並みをつくることができれば、環境に配慮した景観づくりができるのではないか。

委員長： よく守る緑の話がされるが、上手く新たな緑を作っていくことも大切だ。そのようなことを心得ていきたい。

委員： 設計事務所を経営している。これまで平塚市にはビル建設時の景

観指導を受けていたが、設計図が完成してから打ち合わせるため、消去法の指導になっていた。図面が完成してから、この色彩は使わないでくれ、屋根はもっとソフトにしてくれなどと指導されるのは限界があると感じている。

建築物は、建築基準法の範囲内ならば、自由に形状をつくることができる。今後、景観に配慮したまちづくりを考える自治体は、設計士が共通認識を持って設計図を描けるような基準を設けるべきではないか。これまでの問題は、共通認識がないためにおこっていたのではないか。

委員：工場緑化協議会から参加しており、自分自身はパイロットに勤めている。

パイロット通りの塀には、500mほどの区間でバラを植栽しているが、緑化にはかなりの費用が掛かる。今後、企業に対して緑化を求める案が出るかどうか分からないが、そのような場合には費用面のことを考慮した条例にしていきたい。

委員長：恐らく平塚市は、工場の壁面緑化の全長で言えば日本のトップクラスではないか。パイロットでは500メートル壁面緑化をおこなっているそうだが、複数の工場を合わせればキロメートル単位になる。これだけの延長を緑化している都市はそうそうない。こうした企業の努力を行政が様々な場面でアピールしていくべきではないか。

委員：ゼネコンでデザイナーをしていた。ゼネコンでは、まさに先生方がおっしゃった通り、トータルデザインはさせてもらえず、単独でのデザインのみであった。

最近、土沢の田園地帯の真ん中に下水処理場をつくる計画を耳にした。下水処理場というのは、あくまで下水処理のための工場ではないのか。こういったもので景観が壊されたくないと考えている。同じことを繰り返したくないので、少しでも意見を述べられたらと思い参加している。

委員長：今後、公共施設をチェックする仕組みもつくっていかねばならないだろう。

委員：平塚市に60年近く住んでおり、平塚市のまちの移り変わりが頭の中にある。特に最近になって、目まぐるしい変化を感じている。先程の説明にも出てきた杏雲堂跡地に16階建ての建物ができるという。これができる周囲の景観に大きな影響を与えるのではないか。このようなことから、景観に非常に興味を持っている。

また、独自にマンション反対運動を行っている。具体的には、ト

ラックにのぼりを立て、まちを走っている。家族からは反対されるが、こういったことをしないと伝わらないのではないか。

広告会社の博報堂に勤めていたので、一般の人に物を買ってもらう方法や、市民意識を高める方法を、どのような方策で行っていくのかを見守り、また手伝えればと考えている。

委員長： 杏雲堂跡地がどのような状況になっているか、簡単に説明していただきたい。

事務局： 今年6月に16階建てから10階建て、高さ31mに計画変更することで合意した。

委員長： 計画地周辺に高さ制限をかけるのか。

事務局： 高さ、容積の規制については、これから検討していくという段階です。

委員： 市民委員として、景観計画に対してこうあるべきという意見を言うのはなかなか難しい。総合計画の市民委員も務めており、未来市民会議において将来像のイメージをまとめた第一部会に所属している。自分の言いたいことの大部分はそこに反映されているので、参考資料として将来像イメージを配布していただき、ご覧いただきたい。

事務局： 資料の参考資料に、先行条例の要旨、ひらつか未来市民会議の抜粋を掲載しています。全てではないので、必要に応じて言っていただければまた配布します。

委員長： 次回、資料として配布してほしい。

他の計画と整合性がとれていなければ意味がないのではないか。他の計画も参考にしながら、景観条例をつくっていきたい。

委員： 20年ほど前、神奈川県で景観づくりに一生懸命取り組んでいた時期があるが、その後気運が盛り下がり、各市町村に任せるようになった。景観法制定をきっかけに、県の果たす役割があるのではないかという動きが再び出てきている。

現在13市町村が景観行政団体に名乗りをあげており、11月には逗子市が、年内にはその他3市町村が名乗りをあげる予定である。

また、先程資料4のアンケート結果が説明されたが、神奈川県では県政モニター制度を導入しており、県政モニターに対してほぼ同様のアンケート調査を実施した。サンプル数は400程度であった。景観阻害要因や魅力的な要素については、平塚市のアンケートとほぼ同様の傾向が見られ、自然的要素の眺望は大切にすべき要素として、不法投棄や看板は阻害要素として捉えられている。また、平

塚市の特徴として、中心商業地が魅力的でないと言われている一方で、良好な景観形成には魅力ある商店街の賑わいが必要であるとされている点がある

委員：平塚土木事務所が管轄している平塚市、秦野市、伊勢市、大磯町、二宮町の5つの管内のうち、3つの市町村が景観行政団体となっている。なぜ平塚市が景観行政団体に名乗りをあげるのが早かったかという点、以前から景観に関心を持って取り組んでいた方が多かったからではないか。

景観法が制定され、景観法で何でもできるというように伝わっている部分がある。景観計画で全てを網羅するのではなく、既に取り組まれている取り組みと連携できる計画をつくることができれば、実行性が高まるのではないか。

委員長：確かに、まちの賑わいそのものが良好な景観を創り出すなど、景観は規制して創り出すものだけではない。既存の取り組みや計画と連携していかなければならないだろう。

委員：東海大学大学院に在籍している。熊本で生まれ、その後江東区で育ち、都市と田舎の両方を見ている。平塚市は、自然と都市の両方が存在しており、魅力が点在しているまちだと感じている。

今後条例をつくるにあたり、高さ、色彩、形だけを規制するのではなく、調和を大切に考えるべきではないか。以前、金沢を訪れた際、ゾーンごとにそれぞれ魅力があり感動した。都市にブランド性や価値があれば、平塚市も渋谷や原宿のように自信を持つことができるのではないか。例えば、茨城県下妻市を舞台にした映画『下妻物語』では、農村風景を走るシーンがあった。平塚市においても農村風景を大切に、整備することが重要ではないか。

委員長：今日は、事務局から説明を受け、各委員からフリーの意見を聞いた。今後、様々な取り組みをやっていただけるようなので、その都度議論していきたい。

これまでに行政は様々な取り組みを行ってきたようだが、どうも市民に浸透していない印象を受けた。計画が動いていることを知れば、市民の見方も変わってくるのではないか。市民へのアピール方法を、もっと工夫すべきではないか。

今日は初回だったので、発言する機会も少なかったかもしれない。要望があれば、個別で構わないので事務局に直接伝えてほしい。また、できればこのような場で事務局に資料収集などの課題を出していきたい。事務局には課題を次回までにまとめるようにしていただ

きたい。

委員： 条例をつくるということなので、先進事例のサンプルをいくつか参考資料として提供していただきたい。条文を見ること自体に慣れていない方もいると思うので、次回までに用意していただきたい。

委員長： 景観条例で上手くいっている事例があれば、準備していただきたいと思う。

副委員長： 隣接している都市の事例として、大磯町と秦野市の取り組みについても用意していただきたい。

委員長： 地形など、広域で見た方が把握しやすい部分もある。

委員： 平塚市の海岸も評価が高い。以前、海岸に2階建ての道路ができるという話があった。茅ヶ崎市から大磯町までバイパスを繋げるといふ。現在は海岸線から富士山を望むことができるが、2階建て道路ができると景観が変わってしまうのではないか。平塚市だけで考えるのではなく、湘南全体に視野を広げて景観を考えることが必要ではないか。

委員： 2階建ての道路は当分先の話だが、平面4車線道路を整備する計画はある。

委員長： 次回、この他にも景観に大きな影響を与えそうな計画の概要等をまとめていただき、それについてコメントを出すかたちにしたい。

委員： 周辺市町村で、条例の事例を持っているのは鎌倉市になるのか。

委員： 条例をもっている市町村は、鎌倉以外にもある。

委員： 高さ制限についてはどうか。

委員： 湘南地域で高さ制限というと、なかなか難しい。法律（都市計画法の高度地区等）があっても、規制緩和（斜面地マンション問題）による紛争も多い。

副委員長： 小田原市の事例のように、規制をしても遵守されない場合もある。条例をどう運営していくかはひとつの問題ではないか。

委員： 高さ制限だけでなく、容積率も緩和される地区がある。（再開発計画の場合など）

委員長： 具体的にどのような手法があって、何が課題となっているのか、何が効果をあげているのか、他の地区を含めて全体が分かる情報があれば議論しやすいのではないか。また、それについて景観法で取り組むのか、条例で取り組むのかというツールの問題もある。その辺りの情報も、近隣地域も含めて調べていただきたい。

委員： 検討会で充実した議論をするために、資料の事前配布や予習が必要なのではないか。

委員長： 資料を読み込んでいないと、議論することもなかなか難しいので、資料は事前に配布していただきたい。

(6) その他

《事務局よりスケジュール説明》

事務局： 冒頭に会議の公開をお知らせしたが、本日の会議内容を整理し、委員長に報告した上で、HP等に掲載したい。

景観検討会議で検討する議題のプロジェクトチームにおける準備作業については、学識委員の窪田先生に指導を賜りたい。今後、準備作業が発生してくるが、検討委員の中でそういった作業に参画していただける方がいらっしゃれば、会議終了後事務局に申し出てください。

プロジェクトチームと合同で行う市内の景観資源調査の一環として、11月14日（月）の午後に平塚沖に船を出し、近隣都市の景観調査を行うことを予定しています。また、アンケート調査であった市内の良いところ、悪いところをマイクロバスで視察する調査を11月25日（金）に予定しています。これらについては、案内を配布するので、参加したい方は事務局に連絡をしていただきたい。

次の開催日は、配布したスケジュールの通り来年1月を予定している。資料や日時等の詳細については、早い時期に決定し、お知らせします。

その他気づいた点があれば、遠慮なく事務局に申し出ていただきたい。

委員長： ウォッチングというのは、市民全体に開かれているのか。

事務局： プロジェクトチームと、景観検討会議で行うものです。

委員長： 市民に開かれた庁内職員の会議はなかなか珍しく、回数も多いので、様々な活動ができるのではないか。

(7) 閉会

事務局： 長時間ありがとうございました。これからもよろしくお願ひします。

以上